新規（S/P/G）　（参考様式）

支配株主等に関する事項について

2023年3月22日

株式会社 東京証券取引所
代表取締役社長　山道　裕己　殿

会社名　レオス・キャピタルワークス株式会社
代表者の役職氏名　代表取締役　会長兼社長　藤野　英人

当社の親会社であるＳＢＩホールディングス株式会社及びＳＢＩファイナンシャルサービシーズ株式会社、その他の関係会社である株式会社ＩＳホールディングスについて、支配株主等に関する事項は、以下のとおりです。

１．親会社、支配株主（親会社を除く。）、その他の関係会社又はその他の関係会社の親会社の商号等

（2023年３月22日現在）

名称	属性	議決権所有割合（%）			発行する株券が上場されている金融商品取引所等
		直接所有分	合算対象分	計	
ＳＢＩホールディングス株式会社	親会社	―	51.3 （間接保有）	51.3	・株式会社東京証券取引所 プライム市場
ＳＢＩファイナンシャルサービシーズ株式会社	親会社	51.3	―	51.3	―
株式会社ＩＳホールディングス	その他の関係会社	25.4	―	25.4	―

２．親会社等のうち、当社に与える影響が最も大きいと認められる会社の名称及びその理由

会社の商号又は名称	ＳＢＩホールディングス株式会社
理由	中間持株会社であるＳＢＩファイナンシャルサービシーズ株式会社を通じて当社議決権の過半数を所有するため

３．親会社等の企業グループにおける当社グループの位置付けその他の当社グループと親会社等との関係

①　親会社等の企業グループにおける当社グループの位置付け

当社グループの親会社であるＳＢＩホールディングス株式会社及びそのグループ会社は、証券・銀行・保険分野のグループ会社で構成される「金融サービス事業」、資産運用に関連するサービスを提供する「資産運用事業」、ベンチャーキャピタル、レバレッジド・バイアウト、事業承継などの各種ファンドの運営を行う「投資事業」、暗号資産マーケットメイカーや、暗号資産（仮想通貨）の交換・取引サービス、システムを提供する「暗号資産事業」、バイオ・ヘルスケア＆メディカルインフォマティクス事業、Web3関連、アフリカ等の海外新市場に関する事業を行う「非金融事業」の５事業セグメント体制で事業を展開しています。

当社グループの主要業務である投信投資顧問事業は、親会社グループの一部の企業と事業領域が類似して

おりますが、投資スタイルや主たる販売先などは異なっております。但し、親会社グループが当社グループと同様の事業領域の企業を新たに買収する可能性があります。

② 親会社等の企業グループとの関係性

当社グループと親会社グループ各社との現在における取引、人的及び資本的関係は以下のとおりであります。

（ア）取引関係

種類	会社等の名称又は氏名	第19期連結会計年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）				具体的な取引条件及びその決定方法
		取引の内容	取引金額（単位：千円）	科目	期末残高（単位：千円）	
兄弟会社	株式会社ＳＢＩ証券	代行手数料	692,823	未払費用	328,189	商品性等を勘案し総合的に決定しております。
		出向料	11,540	未払金	945	双方協議の上、取引条件を決定しております。
		販売促進費	3,955	—	—	双方協議の上、取引条件を決定しております。
兄弟会社	株式会社ＳＢＩネオトレード証券	代行手数料	9,430	未払費用	3,168	商品性等を勘案し総合的に決定しております。

（イ）人的関係

ＳＢＩホールディングス株式会社 代表取締役副社長 髙村 正人氏が当社取締役に就任しております。就任経緯としましては、企業経営に関する豊富な経験、知見を当社の経営に活かしていただくために、当社より招聘いたしました。

（ウ）資本関係

現在において、ＳＢＩホールディングス株式会社およびそのグループ会社が当社の議決権の 51.3%を保有しております。

4．支配株主等との取引に関する事項

3．②（ア）をご参照ください。

5．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策の履行状況

当社は、親会社であるＳＢＩホールディングス株式会社及びそのグループ企業の間で、当社投資信託の販売における営業取引、役員の兼務等の取引が発生しております。

当社においては、少数株主の利益保護のため、取締役会の構成において支配株主の役職員以外の者が過半数を占めることを取締役候補者の指名方針としており、本書提出日現在において、取締役８名のうち兼任している親会社の役職員は１名のみとなっております。

また当社グループは支配株主グループとの取引は原則行なわないこととし、取引を行なうこと自体に合理性（事業上の必要性）があること、および取引条件の妥当性(他の取引先と同等の条件であり、個別

にその条件の妥当性が確認できる）があることが担保される場合に限り、取締役会での決議により取引の開始・変更の決定を行なうこととしております。なお当社管理本部長を管理責任者とし、上記方針を「関連当事者取引管理規程」に定め、周知徹底を図っております。

以　上